

◆[改正労働基準法](#)が平成22年4月1日から施行されました。(2010/04/01)

平成20年12月12日に公布された改正労働基準法（平成20年法律第89号）が、平成22年4月1日から施行されました。改正の要点は次の2点です。

- ① 1か月60時間を超える時間外労働について、賃金の割増率を5割に引上げること
- ② 割増賃金の支払に代えた有給の休暇の仕組みが導入されたこと

①については[中小企業](#)は「当分の間」適用が猶予され、3年経過後に改めて検討されます。

②については年次有給休暇の取得を促進するため労使協定の締結により、5日以内の年休を1時間単位で取得できることなどを定めています。

※今次の改正は企業規模間格差がありますが改正法への企業の対応が要請されています。

※改正労働基準法の厚生労働省労働基準局長通達 H20.12.12 付け基発 1212001 号

⇒<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/12/dl/tp1216-1d.pdf>

※新旧対照条文は ⇒ <http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/12/dl/tp1216-1c.pdf>

※厚生労働省の解説 ⇒ <http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/12/dl/tp1216-1e.pdf>